

第1. 民法とは

民法＝私法の一般法

私法＝私的生活を規律する法

一般法＝地域・人等に限定されない，一般的な関係を規律している法
(＝基本的なルール)

ex. お金を返して欲しい，慰謝料を支払え，家を売って欲しい
→全て民法の適用あり

cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

第2. 民法の構造

1. 財産法

(1) 総則

財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

(2) 物権

物に対する権利に関する規定

ア 総則

物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則

各物権（ex. 所有権，抵当権）の専用の規定

(3) 債権

人に対する権利に関する規定

ア 総論（総則）

債権全てに適用がある規定

イ 各論

各債権専用の規定

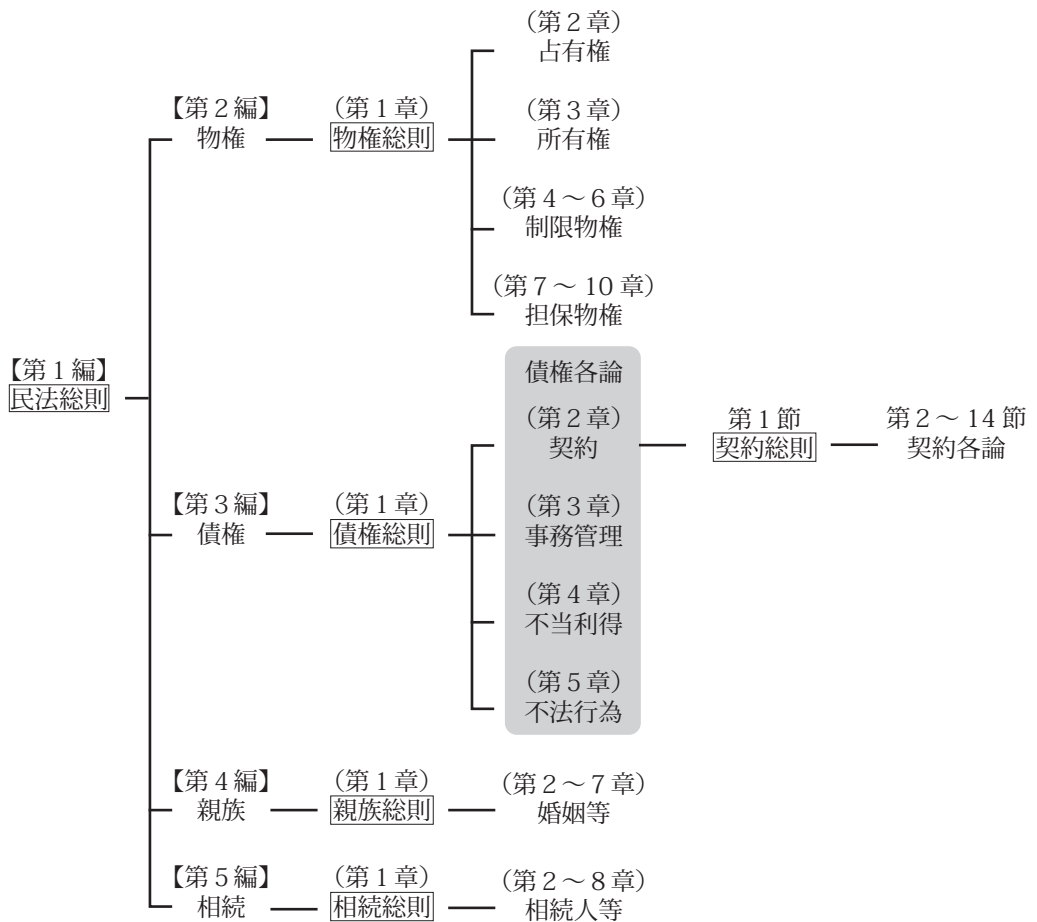
2. 家族法

(1) 親族法

身分関係を規定（ex. 夫婦，親子）

(2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続，遺言）



 **Point 民法の適用順序**

民法は共通する部分を「くくりだす」ことによって、無駄を省いている
 (=パンデクテン体系)
 →適用を考える際には「狭い方から広い方へ」

第3. 法の指導原理

1. 民法の指導原理（三大原則）

(1) 権利能力平等の原則

全ての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別されることがなく、平等に権利・義務の主体となることができるという原則

✓ 権利能力→権利義務の主体たる地位

✓ 自然人→普通の人のこと cf. 法人

(2) 所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、これを侵害するあらゆる他人に対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則

(3) 私的自治の原則

「自分の思ったようになる」ということ、他人に影響されない

ア 法律行為自由の原則（契約自由の原則）

契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決められる

✓ 法律行為制度の内容は後述 ➡ 49 頁

→実は民法（財産法）の大部分の規定は守らなくてよい

∴ 当事者が民法に書いてあることを契約内容とした場合であっても、そちらが優先される

当事者の意思が最も重視されるのが民法（財産法）の世界＝意思主義

✓ 守らなくてよい（当事者の契約が優先される）規定
＝任意規定
当事者の契約にも左右されず必ず守らなければならない規定
＝強行規定

イ 過失責任の原則（自己責任の原則）

自分に落ち度（過失）がある場合にだけ責任を負う。他人に影響されないことの現れ

2. 指導原理の修正

「自分の思ったようになる」というのが民法の原則であるが、それを貫徹すると不都合が生じる場合がある

ex. 大家さんが「家賃の値上げに応じないなら出てってもらって結構」という

ex. 自分の生命保険金をギャンブルの掛け金にしてしまう

→このような事態を放置しておくことは好ましくないため、民法の指導原理を修正する必要がある

(1) 権利能力平等の原則への修正

ex. 法人の能力の制限

(2) 所有権絶対の原則への修正

ex. 借地借家法

(3) 契約自由の原則への修正

ex. 公序良俗違反（90）の契約を無効とする

第 1 編

民法總則



1 一般規定

第1．信義誠実の原則（信義則）…… 9

第2．権利濫用 …………… 9

第1．信義誠実の原則（信義則）

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1Ⅱ）

→契約の趣旨を解釈する基準ともなる（最判昭 32.7.5）

第2．権利濫用

権利の濫用は、これを許さない（1Ⅲ）

- ex. ①妨害により所有権が侵害されても、生じた損失が軽微であり、妨害を除去することが著しく困難で、多大の費用を要する場合には、不当な利益を獲得する目的で妨害の除去を求めることは許されない（大判昭 10.10.5）
- ②権利の行使であっても、社会通念上被害者が認容しなければならない程度を超える場合には、不法行為が成立する（大判大 8.3.3）

2 人

第1. 自然人	10
第2. 法人	24
第3. 一般社団法人・一般財団法人	26

第1. 自然人

自然人＝人間のこと

法人＝自然人以外で権利能力を認められたもの

1. 権利能力

権利能力＝権利義務の帰属主体たる地位・能力

自然人ならば皆等しく有する

→自然人の場合には、出生してから（「出生」の意義について全部露出説が通説）死亡するまで権利能力を有する

「戸籍上の記載」と「実際の出生時期」が異なる場合

→「実際の出生時期」から権利能力を取得する

法人の場合には設立登記をしてから権利能力を取得し、清算終了によって権利能力を失う

✓ 全部露出説

生きて母体から完全に分離した時に権利能力を取得するとする見解

∴ 基準の明確性

∴ 私法上の主体であるためには独立の存在であることが必要

cf. 刑法

刑法では、一部露出説が通説

∴ 母体から一部を露出した以上、母体に関係なく外部より死亡を来すべき侵害を加えることが可能であるため

Advance 胎児の権利能力

胎児は人ではないため、権利能力が認められないのが原則であるが、以下の例外が認められている

ア 不法行為に基づく損害賠償請求（721）

イ 相続（代襲相続を含む）（886）

ウ 遺贈（965）

（エ 認知を受けることができる能力（783 Ⅰ）。ただし、母の承諾を得る必要がある）

cf. 胎児からの認知請求は不可（大判明 32.1.12）